

徹底すること、個人情報の漏洩に関する罰則を強化すること、医療や社会保障にかかわる差別事象について、被害を受けた者の通報により問題を処理することが可能なオンブズマン的な制度を創設することなどが必要である。

【資料3】

社会権規約委員会による日本政府に対する事前質問票（U.N.Doc.E/C.12/Q/JAP/1）及び日本政府による文書回答

* 該当箇所のみ、全文は外務省のホーム・ページに掲載。

問 36. HIV 感染者及びエイズ患者の状況及び政府が彼らに提供している援助に関して説明して下さい。特に雇用に関し、彼らがどのように差別から保護されているかについて説明して下さい。

答

- 1 厚生労働省エイズ動向委員会において、定期的に、都道府県知事からの、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づくエイズ患者及び HIV 感染者に関する報告並びに任意報告を受けての解析を行っており、その結果について厚生労働省は報道機関等に情報提供している。
- 2 2000 年 4 月 30 日におけるエイズ患者等の届出状況については、エイズ患者数（累積）が 2,310 人、HIV 感染者（累積）が 4,994 人となっている。
- 3 厚生労働省として HIV 感染者に対して提供している援助については、原則として 20 歳以上の血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症の患者に対して、医療保険等の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安を解消することを目的とした先天性血液凝固因子障害等治療研究事業等を実施するとともに、AIDS に罹患している 20 歳未満の者については、小児慢性特定疾患治療研究事業により、医療保険等の自己負担分の公費負担を行っている。

また、HIV による免疫の機能障害を生じた者は、身体障害者手帳の交付対象となり、当該手帳の交付を受けた者には、在宅サービスや施設援助サービス等内部障害者としての援助を行うこととしている。

さらに、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難である者については、障害者の雇用の促進等に関する法律における身体障害者として障害者雇用率制度の対象とするとともに、公共職業安定所等において個々の障害に応じた職業指導、事業主に対する雇用管理上の指導、各種助成金の支給等の雇用支援を行うこととしているところである。

- 4 雇用に関する HIV 感染者の差別からの保護については、厚生労働省では事業場におけるエイズ問題に対する自主的な取組を促進するため 1995 年に「職場におけるエイズ問題に関するガイドラインについて」を策定し、その周知を図っている。

本ガイドラインにおいては、事業主に対し、

- (1) 職場において労働者に対しエイズ教育を行い、エイズに関する正しい知識を提供すること

- (2) 採用選考時を含め、労働者に対して HIV 検査を行わないこと
 - (3) HIV に感染していても健康状態が良好である労働者については、その処遇において他の健康な労働者と同様に扱うこと、また、エイズを含むエイズ関連症候群に罹患している労働者についても、それ以外の病気を有する労働者の場合と同様に扱うこと
- が望ましいことなどを示している。

【資料 4】

社会権規約委員会に対する NGO (社会権規約 NGO レポート連絡会議) による追加情報

* 該当箇所のみ、日本語訳未入手

Article 12 (the Right to Health)

4. Persons with HIV/AIDS (Question 36)

In spite of the explanations in the written replies, persons living with HIV/AIDS suffer from discrimination and other types of human rights violation in various fields (NGO Report, pp.66-67: Inadequate Protection of Human Rights of Persons Living with HIV/AIDS and Social Discrimination against Foreigners Living with HIV/AIDS). Preventive measures have not been necessarily effective, especially in that due consideration has not been paid to gays and lesbians (NGO Report, p.81: Lack of Considerations for Lesbians and Gays in the Prevention of HIV/AIDS).

Proposed Questions

- What measures have been taken to eliminate discrimination against persons living with HIV/AIDS in fields other than employment? Has special attention been paid to the situation of foreigners as well as gays and lesbians in this regard?
- In formulating policies on HIV/AIDS, to what degree has the Government paid attention to the relevant international instruments and materials, including the 1996 International Guidelines on HIV/AIDS and Human Rights and Handbook for Legislators on HIV/AIDS, Law and Human Rights? Have these instruments and materials been translated and distributed among government officials, legislators, professionals and the general public?

平成12年度厚生科学研究費補助金
エイズ対策研究事業
「エイズと人権・社会構造に関する研究」研究報告書

発行日 平成13年3月

主任研究者 樽井 正義

108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学文学部樽井研究室

TEL&FAX : 03-5427-1131

E-mail : tarui@flet.keio.ac.jp